

一般社団法人 日本朗読協会 目的

一般社団法人日本朗読協会は、朗読文化の普及に寄与することを目的とします。

一般社団法人 日本朗読協会 会員規約

第1条【会員】

一般社団法人日本朗読協会（以下本協会）の目的に賛同し、本規約を承認のうえ、入会した方を会員とします。会員は次の2種とする。

1. 一般会員 18歳以上で朗読に関心があり本協会の目的に賛同していただける方。
2. 賛助会員 本協会の目的に賛同し、その事業を援助していただける個人および法人又は団体。

第2条【入会の申込み】

1. 一般会員への申込みは、指定の入会申込書に必要事項を記入のうえ、本協会に提出し、代表理事の承認後、入会金および年会費の払込みをもって入会とする。
2. 賛助会員への申込みは、指定の入会申込書に必要事項を記入のうえ、本協会に提出し、理事会の承認後、入会金および年会費の払込みをもって入会とする。

第3条【入会金】

入会金は、一律2,000円とし、一般会員、賛助会員は、入会時に納入する。

第4条【会費】

会費は、次の通りとし、これをもって本協会の運営資金とする。

1. 一般会員 会費 年額 3,000円
2. 賛助会員 10,000円/一口から（口数制限なし）

第5条【会費の払い戻し】

会員が納入した会費については、理事会が承認するときを除き、払い戻しを行わないものとする。

第6条【会員の特典】

1. 会員は、本協会主催のコンクールに割引額で参加することができる。
2. 会員は、本協会主催のセミナーに割引額で参加することができる。
3. 会員は、本協会が発行し各会員に配布される会報を読むことができる。

第7条【機関】

会員資格の有効期間は、入会申込手続き終了日より翌年3月までの1年間とする。有効期間満了日の2ヶ月前までに書面による退会の意思表示がない場合は、1年間自動更新する。

第8条【変更の届出】

会員は、氏名又は名称、住所、連絡先等、本協会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

第9条【会員資格の喪失】

会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失するものとする。

1. 退会届を提出したとき。
2. 定款その他の規則に違反したとき。
3. 本協会の名誉を傷つけ、目的に反する行為をしたとき。
4. 死亡、または失踪宣告を受けたとき。
5. 年会費の支払いが、2年以上無い場合。

第10条【個人情報】

会員の登録情報を含む個人情報については、本人の同意を得ず第三者に開示しないものとする。

第11条【準拠法、管轄裁判所】

本規約に関して紛争が生じた場合、当協会所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条【会員規約の改正】

会員規約の改正は、理事会の決議によって行うものとする。

附 則

この会員規約は、平成25年4月8日から実施する。

平成25年3月 1日